

報道関係者各位

令和2年1月27日

山梨県県土整備部都市計画課

課長 若尾洋一（都市計画関係）

電話 055-223-1716（内線 7450）

中部横断自動車道(長坂～八千穂)環境影響評価方法書の 意見概要書及び見解書の再送付について

中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価方法書における、住民意見をとりまとめた意見概要書、及び意見に対する都市計画決定権者の見解書については、令和元年12月12日に森林環境部に送付し、公告縦覧されたところですが、いただいた意見の一部が掲載されていなかったことが判明しました。

環境影響評価法上、意見概要書には、重複意見をとりまとめることや個々の意見を要旨のみにとどめることとされており、全ての意見を掲載する必要はありません。

未掲載意見について確認したところ、全ての意見に対し重複する意見があり、見解も述べられていることから、法令上、特に問題はありません。

しかし、現意見概要書については、住民等からの要望も踏まえ、全文掲載し公告縦覧することとしていたことから、引き続き丁寧な手続きを進めるため、意見概要書を再送付し、手続きのやり直しを行います。